



三条 法人会だより

令和 3. 9. 10
第 46 号

公益社団法人
三条法人会

三条市須頃 1-20
三条商工会議所会館 5F
TEL (0256) 35-6350
FAX (0256) 32-9335
URL
http://www.
sanjohojinkai.or.jp/
発行責任者
総務広報委員長 長岡 信治

もっと、いい会社であるために。



(写真提供 見附商工会)

「ファッション発信基地・見附」

「ここは新潟県のど真ん中」で知られる見附市。

一方は「山々」、また一方では「刈谷田川」が流れ、自然に恵まれた静かな田園地帯であります。

しかし、その見附市は知る人ぞ知る「江戸後期から明治時代にかけて“見附結城(綿織物)”の産地」として全国に名を馳せ、当時は糸問屋や染色工場、また機屋等が立ち並び、町全体が賑わったとの記録が残されています。

昭和8年頃、「東京でニット技術を学んだ職人が、見附に技術を持ち帰ったのが見附ニットの始まり」と言われ、昭和30年代以降、高度経済成長の波に乗って見附ニット産業は大きく成長、「ガチャ万の時代」を迎えました。

その後、見附ニットは「国外の繊維製品との価格競争」等から厳しい生産環境を余儀なくされ、産地の総生産高は大きく減少したものの、現在では市内のメーカー6社が共同で「高品質でファッションブルなブランド・MITSUKE KNIT」を立ち上げ、総合的な繊維産地を全国に発信しています。



三条法人会

消費税期限内納付

推進運動実施中



ごあいさつ

公益社団法人 三条法人会
会長 野崎 正明

会員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。常日頃は法人会活動にご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして衷心より御礼を申し上げます。

三条法人会は、公益社団法人に移行して10年目を迎えることができました。去る6月3日には第10回通常総会を開催、限られた時間の中、慎重審議を頂き、令和三年度の事業計画・予算の報告、2年に1度の役員改選、そして令和二年年度の決算について承認を賜りました。改めて御礼を申し上げます。

振り返りますと前年度は新型コロナウイルスの感染拡大が続く厳しい1年でありました。社会全体も物事を進めていくうえで、先を見据えて判断することが難しい1年でもありました。

そうした状況の中、法人会活動は親睦交流事業の全てを取り止めることになりましたが、租税教室と社会貢献活動は何とか従来通り実施することができました。

また、課題のひとつであります組織基盤につきましては、感染拡大の影響が大きく、会員数の減少が続きました。

一方、財政基盤は経常収益が若干減少したものの、会員交流事業の中止が作用し、当期経常増減額を大幅な増加で計上することができました。

今後もしばらくは厳しい状況が続くと考えられますが、役員、会員の皆様そして保険提携3社の皆様と更なる連携を図りながら各種事業に取り組んで参りたいと思います。

さて、令和三年度の税制改正は、厳しい経済環境を下支し、ウイズコロナ・アフターコロナの新しい社会に対峙する内容となっております。法人関係では、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制の見直しや延長、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制等の新たな創設、また所得税や資産税関係等、項目は多岐に亘っております。

私達は、改正変化するこうした税制環境に目を向けながら、今後の企業経営に取り組んでいくことが必要となっております。

税務当局並びに税理士会様の一層のご指導をお願い申し上げます。

結びに、会員企業の益々のご繁栄と皆様のご健康を祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

三条税務署
署長 栗幅 久雄

この度の人事異動により、長野税務署副署長から三条税務署長として着任いたしました栗幅でございます。前任の佐藤と同様、よろしくお願ひいたします。

公益社団法人三条法人会の皆様方には、活発な会活動を通じ、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指す者の団体」として、また、税の良き理解者として、幅広い活動を通じて会員の皆様の自己啓発や納税意識の高揚に努めるとともに、様々な社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展にも多大な貢献をされていると伺っており、このような活動に対しまして深く敬意を表するとともに、大変心強く感じている次第です。

さて、令和5年10月1日から導入される消費税のインボイス制度につきましては、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。インボイス制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様には制度の理解を深めていただけるよう、法人会の皆様と連携しながら周知・広報などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化、ICTやAIが急速に進展する中で大きく変化しております。そして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「新しい生活様式」や「新しい働き方のスタイル」が求められております。このような中、納税者の置かれている状況を理解し、納税者の立場に立って、想像力を働かせながら、納税者の方が「より便利に、よりスムーズに」申告・納税ができる環境を整備することにより、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁が社会で果たすべき役割を全うしてまいりたいと考えております。

このような変化に対応し、国税庁の使命を果たすためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、皆様のお力添えが不可欠であります。

今後とも、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人三条法人会の益々のご発展、会員皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会 第10回 通常総会並びに記念講演会を開催

令和3年6月3日(木)午後2時30分から、三条市旭町「ジオ・ワールド ビュー」において、第10回通常総会を開催した。総会では、「令和2年度決算報告承認の件」及び「役員改選の件」が上程され原案通り満場一致で承認された。又、理事会で議決された令和2年度事業報告、令和3年度事業計画、収支予算の報告も行われた。

役員改選については、理事42名、監事3名が選出された。決算報告においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業の中止・縮小などにより、単年度収支で85万円ほどの黒字となったことが報告された。



野崎会長



三神万里子氏

議案全てが原案通り承認された後、新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため、今回三条法人会総会での表彰となった全法連及び県法連功労者への表彰状と記念品の伝達及び三条法人会役員功労者及び福利厚生制度功績者に表彰状と記念品の贈呈が行われた。

表彰式後、佐藤三条税務署長、渡辺三条地域振興局県税部長、長橋関東信越税理士会三条支部長、兼古三条商工会議所会頭からそれぞれ祝辞があり総会を終了した。総会の後に行われた記念講演会では、ジャーナリスト 三神万里子氏より「地域経済活性化と中小企業経営」と題しリモート配信により講演を聴いた。

…令和3年度全法連・県法連功労者及び三条法人会功労者表彰…

全法連・県法連功労者、三条法人会役員功労者及び福利厚生制度に特別功績があった方々に、感謝状と記念品が贈呈された。受賞された方々は次の通り。(敬称略・順不同)

○全法連功労者表彰

常任理事 (株)ナカジョウ 中 條 耕太郎
理 事 (株)原田商店 原 田 新一郎

○県法連功労者表彰

副 会 長 (株)サカエシステム 西 卷 昭 修
常任理事 (株)ナガオカ・リコー 長 岡 信 治

○役員功労者表彰(退任理事)

副 会 長 (株)里味 高 頭 八 郎
副 会 長 (株)ホテル小柳 野 澤 幸 司
常任理事 (株)高野製作所 高 野 泰 雄
常任理事 (有)絹ものやまつなが 松 永 シゲミ
理 事 (有)三浦薬局 三 浦 伸 一
理 事 (株)吉田組 吉 田 英 達

○福利厚生制度功績者表彰

大型保障制度
大同生命保険(株) 三条営業所 推進社員
坂 井 隆 桑 原 とも子
ビッグハート紹介成約実績
(公社)三条法人会会長
野 崎 正 明 (株)野崎忠五郎商店
(公社)三条法人会理事
松 崎 仁 (株)三條機械製作所



野崎会長より感謝状の贈呈

令和2年度 本会収支決算報告

○正味財産増減計算書 令和3年6月3日の総会で承認されました。

(単位:円)

| | |
|-----------------|-------------------|
| 基本財産運用益 | 501 |
| 特定資産運用益 | 0 |
| 受取会費 | 6,870,500 |
| 事業収益 | 845,000 |
| 受取補助金等 | 14,104,000 |
| 雑収益 | 107,936 |
| 経常収益(A) | 21,927,937 |
| 事業費 | 17,173,519 |
| 管理費 | 3,897,969 |
| 経常費用計(B) | 21,071,488 |

| | |
|-----------------------|------------------|
| 当期経常増減額(A-B) | 856,449 |
| 経常外収益 | 0 |
| 経常外費用 | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 856,449 |
| 法人税、住民税、及び事業税 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 856,449 |
| 一般正味財産期首残高 | 8,347,542 |
| 一般正味財産期末残高 | 9,203,991 |
| 正味財産期末残高 | 9,203,991 |

○貸借対照表 令和3年3月31日現在

(単位:円)

| | |
|---------------|------------------|
| I 資産の部 | |
| 1. 流動資産 | |
| 現金 | 18,010 |
| 普通預金 | 4,180,643 |
| 定期預金 | 0 |
| 未収金 | 0 |
| 前払金 | 26,400 |
| 流動資産合計 | 4,225,053 |
| 2. 固定資産 | |
| (1)基本財産 | |
| 定期預金 | 5,000,000 |
| (3)その他の固定資産 | |
| 電話加入権 | 122,800 |
| 固定資産合計 | 5,122,800 |
| 資産合計 | 9,347,853 |

| | |
|-------------------|------------------|
| II 負債の部 | |
| 1. 流動負債 | |
| 未払金 | 6,632 |
| 預り金 | 137,230 |
| 流動負債合計 | 143,862 |
| 負債合計 | 143,862 |
| 正味財産 | 9,203,991 |
| 負債及び正味財産合計 | 9,347,853 |

令和3年度 事業計画の決定について

令和3年度主な事業計画

- 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1)税に関する研修・セミナー事業
 - (2)講演会事業
 - (3)租税教育事業
 - (4)税の広報事業
 - (5)税の調査研究及び社会への提言事業
 - (6)企業の税務コンプライアンスの向上
- 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1)講演会・セミナー事業
 - (2)地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業
- 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業
 - (1)組織の強化・充実
 - (2)広報活動の充実
 - (3)青年・女性部会の充実
 - (4)法人会会員の福利厚生の上に資することを目的とする事業
- 本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会および友誼団体との強化を図る事業
- 本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る事業
- その他、本会の目的達成に必要な事業

3年度予算

(単位:円)

| | |
|-----------------------|-------------------|
| 基本財産運用益 | 500 |
| 特定資産運用益 | 0 |
| 受取会費 | 6,739,000 |
| 事業収益 | 2,342,000 |
| 受取補助金等 | 13,754,700 |
| 雑収益 | 150,100 |
| 経常収益(A) | 22,986,300 |
| 事業費 | 18,588,041 |
| 管理費 | 4,119,621 |
| 経常費用計(B) | 22,707,662 |
| 当期経常増減額(A-B) | 278,638 |
| 経常外収益 | 0 |
| 経常外費用 | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 278,638 |
| 法人税、住民税、及び事業税 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 278,638 |
| 一般正味財産期首残高 | 9,203,991 |
| 一般正味財産期末残高 | 9,482,629 |
| 正味財産期末残高 | 9,482,629 |

三条税務署人事異動発令される

関東信越国税局では、7月9日付で人事異動が発令されました。

発令内容は、次のとおりです。

● 転 出

| 新所属・職名 | 氏名 | 旧所属・職名 |
|--------------------------|-------|------------------|
| 退職 | 佐藤 毅 | 税務署長 |
| 朝霞税務署 総務課長 | 宮部 武史 | 総務課長 |
| 日立税務署 管理運営第一部門 総括上席国税徴収官 | 吉江 豊行 | 管理運営部門 総括上席国税徴収官 |
| 朝霞税務署 個人課税第一部門 統括国税調査官 | 剣地 英城 | 個人課税第一部門 統括国税調査官 |
| 新潟税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官 | 山岸 秀雄 | 法人課税第二部門 統括国税調査官 |

● 転 入

| 新所属・職名 | 氏名 | 旧所属・職名 |
|------------------|-------|-------------------------|
| 税務署長 | 栗幅 久雄 | 長野税務署 副署長 |
| 総務課長 | 遠藤 真行 | 関東信越国税局 特別整理総括二課 総括主査 |
| 管理運営部門 総括上席国税徴収官 | 星 剛史 | 新発田税務署 管理運営部門 総括上席国税徴収官 |
| 個人課税第一部門 統括国税調査官 | 横山 正治 | 柏崎税務署 法人課税部門 統括国税調査官 |
| 法人課税第二部門 統括国税調査官 | 齋藤 繁 | 新潟税務署 法人課税第七部門 統括国税調査官 |

三条法人会よりインターネットセミナーのご案内

三条法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>

三條法人会 検索で検索いただけます

インターネットセミナー

いつでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

中高生のための 歯のケアとメンテナンス

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: ●●●●●● パスワード: ●●●●●● ログイン

ID・パスワードは 会員ID:hj1009 パスワード:6350

お問い合わせは公益社団法人 三条法人会事務局まで **TEL:0256-35-6350**

公益社団法人 三条法人会役員名簿

(令和3・4年度)

令和3年6月3日現在
(順不同)

◎委員長 ○副委員長

| 役職名 | 氏名 | 事業所名 | 担当 |
|------|-------|-------------|----------------------------------|
| 会長 | 野崎正明 | (株)野崎忠五郎商店 | 三条地区会長 総合企画 |
| 副会長 | 長澤敬一 | 笹菊薬品(株) | 加茂地区会長 税制委員会 |
| 〃 | 原山義史 | 原山化成工業(株) | 見附地区会長 研修委員会 |
| 〃 | 丸山勝朗 | (株)丸勝 | 田上地区会長 厚生委員会 |
| 〃 | 西巻昭修 | (株)サカエシステム | 栄地区会長 組織委員会 |
| 〃 | 刈屋哲 | 嵐北産業(株) | 下田地区会長 e-Tax委員会 |
| 〃 | 成田秀雄 | (株)ナリタ工業 | 三条地区副会長 総務広報委員会 |
| 常任理事 | 外山浩玲 | (株)外山精一商店 | 三条地区副会長 ◎税制委員会 |
| 〃 | 長岡信治 | (株)ナガオカ・リコー | 三条地区副会長 ◎総務広報委員会 ◎e-Tax委員会 |
| 〃 | 加藤一芳 | 加藤商事(株) | ◎組織委員会 ◎e-Tax委員会 |
| 〃 | 阿部一郎 | 阿部精麦(株) | 加茂地区副会長 ○税制委員会 e-Tax委員会 |
| 〃 | 淵岡茂 | (株)フチオカ | ◎研修委員会 |
| 〃 | 塚野裕喜 | (株)わか竹 | 組織委員会 |
| 〃 | 大竹賢一 | (有)マルダイ | 栄地区副会長 ○総務広報委員会 e-Tax委員会 |
| 〃 | 渡辺定一 | (株)朝日土建 | 下田地区副会長 ○厚生委員会 |
| 〃 | 中條耕太郎 | (株)ナカジョウ | ○組織委員会 |
| 〃 | 高野と志子 | (株)ひまわり食品 | 税制委員会 |
| 理事 | 松崎仁 | (株)三條機械製作所 | ◎厚生委員会 |
| 〃 | 大野信一 | (有)角屋 | 研修委員会 |
| 〃 | 大桃満 | (株)コロナ | 税制委員会 |
| 〃 | 加藤敏敦 | 角利産業(株) | ○税制委員会 |
| 〃 | 下村啓治 | 下村工業(株) | 総務広報委員会 |
| 〃 | 五十嵐康次 | 三条信用金庫 | 総務広報委員会 |

| 役職名 | 氏名 | 事業所名 | 担当 |
|-----|-------|--------------|--------------------|
| 理事 | 原田新一郎 | (株)原田商店 | ○総務広報委員会 |
| 〃 | 齋藤直人 | シマト工業(株) | 組織委員会 |
| 〃 | 石井真人 | トップ工業(株) | 税制委員会 |
| 〃 | 渡辺徹 | シンワ測定(株) | 厚生委員会 |
| 〃 | 松永貞男 | (株)ビップ | 研修委員会 |
| 〃 | 石川友意 | (株)三条ロイヤルホテル | 研修委員会 |
| 〃 | 中野壽夫 | (株)マスカガミ | 研修委員会 |
| 〃 | 永井仁 | (株)永井仁助商店 | 税制委員会 |
| 〃 | 高橋宏明 | (株)高橋はかりや | 総務広報委員会 |
| 〃 | 三本泰輔 | (株)三本テキスタイル | 見附地区副会長 ○組織委員会 |
| 〃 | 清水辰雄 | (株)マルイ | 見附地区副会長 ○研修委員会 |
| 〃 | 土田和男 | (株)ツチトウ | 見附地区副会長 厚生委員会 |
| 〃 | 熊倉勝昌 | (有)熊倉製作所 | 田上地区副会長 税制委員会 |
| 〃 | 伊東弘一 | (株)伊東屋 | 栄地区副会長 ○研修委員会 |
| 〃 | 佐々木弘一 | 下田自動車(株) | 下田地区副会長 総務広報委員会 |
| 〃 | 山田貴之 | 山田仏壇店 | 厚生委員会 |
| 〃 | 鈴木一 | (有)鈴木 | ○厚生委員会 e-Tax委員会 |
| 〃 | 小池俊木 | (有)小池時計店 | 組織委員会 |
| 〃 | 星野和孝 | (株)星野工務店 | 組織委員会 e-Tax委員会 |
| 監事 | 土田正樹 | (株)大鳥電機 | 厚生委員会 |
| 〃 | 佐藤敏夫 | (株)鴨川 | 総務広報委員会 |
| 〃 | 山岡義典 | サンオート(株) | 組織委員会 |

※ e-Tax 委員会は e-Tax 推進特別委員会の略

| 地区会 | 委員会 | 部会 |
|-------|---------------|------|
| 三条地区会 | 総務広報委員会 | 青年部会 |
| 加茂地区会 | 組織委員会 | 女性部会 |
| 見附地区会 | 研修委員会 | |
| 田上地区会 | 税制委員会 | |
| 栄地区会 | 厚生委員会 | |
| 下田地区会 | e-Tax 推進特別委員会 | |

青年部会の活動

定時総会の開催

青年部会定時総会で部会長に中條耕太郎さんを再任



中條耕太郎 部会長

5月26日(水)「三条ロイヤルホテル」において第10回定時総会を開催し以下の基本方針を採択した。

公益社団法人三条法人会青年部会は次代を担う青年経営者として、税務知識の向上と企業経営の健全なる発展、加えて部会員の自由な発想のもと地域社会の貢献を目指した事業活動を柱に会員相互のつながりを深める団体として活動します。

また、公益法人としての使命を達成するため、「税の啓発」をはじめとする税務知識の普及及び向上に取り組めます。

特に、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」および「会員増強運動」について目標値を定め積極的な展開を図ります。

その後、令和2年度事業報告・収支決算報告・令和3年度事業計画(案)・収支予算(案)を満場一致で承認した。

役員改選では、令和3・4年度中條耕太郎部会長及び3名の副部会長を選任した。

[正副部会長]

- 部会長 中條耕太郎 (株)ナカジョウ
- 副部会長 山田 貴之 山田仏壇店
- 副部会長 小池 俊木 (有)小池時計店
- 副部会長 星野 和孝 (株)星野工務店

総会後の記念講演会では、(税)山口会計パートナーズ代表社員税理士 山口昇氏、社員税理士 西丸保幸氏から全法連青年部会連絡協議会で取り組みを行っている財政健全化の為の健康経営プロジェクトについて講演をいただいた。



女性部会の活動

女性部会定時総会で新部会長に高野と志子さんを選任



高野と志子 新部会長

5月20日(木)見附市の(株)諸長の諸橋社長様のご講話及び工場見学の後、「割烹太田家」において佐藤毅税務署長、関根龍一税理士会三条副支部長、野崎正明三条法人会会長等をお招きして第10回定時総会を開催した。

議案審議では、令和2年度事業報告・収支決算報告・令和3年度事業計画(案)・収支予算(案)を満場一致で承認した。

役員改選では、高野と志子新部会長を選任し4名の副部会長を選任した。

[正副部会長]

- 部会長 高野と志子 (株)ひまわり食品
- 副部会長 笠原 公恵 (株)カサハラ
- 副部会長 坂田 光子 (株)スターベッツ
- 副部会長 小林裕加子 (株)三条害虫
- 副部会長 味方貴久恵 (有)割烹柳屋



三条法人会実務講座の開催

令和3年度税制改正のポイント並びに適格請求書等保存方式(インボイス制度)講座開催

三条法人会では、去る8月10日(火)午後1時30分から、本年度第1回法人会実務講座を開催した。



講座は、(有)ビジネスサービス代表取締役 落合孝夫税理士事務所 長 落合孝夫税理士を講師に第1講は、令和3年度税制改正のポイントと題して、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長や中小企業向け投資促進税制見直し及び延長など税改正について詳細説明を聞いた。

また、第2講は、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入される適格請求書発行事業者(登録事業者)の登録申請等について詳細説明を聞いた。

第9回 税に関する絵はがきコンクール入賞作品

令和2年度に女性部会が主管となり小学校6年生を対象に「第9回税に関する絵はがきコンクール」の作品を募集した。

小学生に税の大切さや税の果たす役割について学び、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的に毎年開催しており、昨年度は5校から161点の応募があった。

たくさんのご応募ありがとうございました。

第9回絵はがきコンクール入賞者名簿(敬称略)

| 賞名 | 学校名 | 学年 | 氏名 |
|-----------------|---------|----|--------|
| 最優秀賞 | 嵐南小学校 | 6 | 相田 くるみ |
| 三条税務署長賞 | 大浦小学校 | 6 | 加藤 杏理 |
| 三条法人会長賞 | 嵐南小学校 | 6 | 小林 由依 |
| 三条法人会 女性部会長賞 | 一ノ木戸小学校 | 6 | 藤島 あおは |
| | 一ノ木戸小学校 | 6 | 猪熊 希帆 |
| 三条法人会 青年部会長賞 | 一ノ木戸小学校 | 6 | 五十嵐 湊 |
| | 一ノ木戸小学校 | 6 | 稲田 早希 |
| 優秀賞 | 嵐南小学校 | 6 | 石田 未愛 |
| | 嵐南小学校 | 6 | 横山 愛耶 |
| | 嵐南小学校 | 6 | 近藤 蓮 |
| | 一ノ木戸小学校 | 6 | 井上 翔真 |
| | 一ノ木戸小学校 | 6 | 宗村 瑠奈 |
| | 一ノ木戸小学校 | 6 | 渡邊 友芽 |
| | 一ノ木戸小学校 | 6 | 小林 瑚々奈 |
| | 上林小学校 | 6 | 外山 姫夏里 |
| | 旭小学校 | 6 | 西村 心花 |



嵐南小学校



大浦小学校



一ノ木戸小学校

○受賞作品は三条法人会ホームページでご覧いただけます。

<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>

企業訪問

株式会社 丸勝



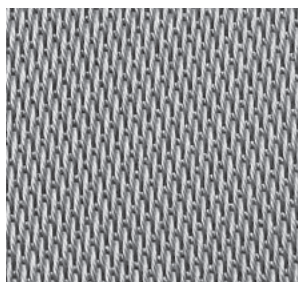
【会社の概要】

- 代表者 代表取締役 丸山 勝朗
- 住所 〒959-1512 南蒲原郡田上町羽生田 123
電話 0256-57-2081 FAX 0256-57-3581
- 資本金 1,000万円
- 従業員数 42名
- 事業内容 ガラス繊維、炭素繊維等の織物製造
- U R L <http://www.mrkt.do.jp/>
- e-mail info@mrkt.co.jp

弊社は、昭和9年に加茂市にて丸勝織物工場として創業し、昭和32年に法人化した織物製造業で、当時は絹人絹織物や加茂縞を製造・販売しておりました。先代が昭和30年代後半よりガラス繊維織物に着手し、昭和43年に田上町に専用工場を建設、昭和56年に現所在地に本社を移転しました。職種は現在も織物製造業ですが、主たる製品がガラスクロス（ガラス繊維織物）であることから、産業分類は窯業・土石製品製造業となります。他に



には炭素繊維（カーボンファイバー）やアルミナ繊維、アラミド繊維、バサルト繊維等を織物に加工し、その一部は二次加工も行っておりますが、国内の同業者は10社とないニッチな市場で営んでおります。

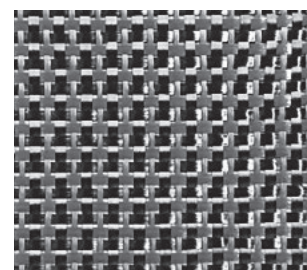


H-IIロケット用ガラスクロス

製品の用途は、高強度や耐熱性、低伸度等の繊維の優れた点や電気特性を活かした様々な工業用資材として使用されております。代表的なものとして、ガラスクロスは道路アスファルトやコンクリート補強等の土木資材用からFRP用、断熱用、砥石用、アルミ濾過用等々と多岐に渡り、近年旺盛な需要が続いている用途としてはLNGタンカー用で世界の半数近くの船に採用されています。中には30年程前より

H-IIロケットのブースターに採用されているクロスもあります。その他、カーボンクロスはCFRP複合材用の製織加工を行っており、特殊な構成のクロスは卓球やバトミントンのラケット等に採用されており2020東京オリンピックでは世界中の多くのアスリートに使用いただきました。

平成2年に現社名に変更、CIを進めた一環としてキャッチコピーを「ラケットからロケットまで」と定め、「古くからのローテクな仕事」が最新のハイテク産業を支える」と言う気概と誇りを以て社員一丸となってお客様の要求に応えるよう努めて参りました。これからも、なくてはならないオンリーワン企業として社会貢献していきたいと考えております。



卓球ラケット用カーボン
& アリレートクロス

生きる～健康法・趣味～



『なるようになるさ』

株式会社 玉木フードセンター
代表取締役社長 玉木 道広 様

「良いですよ」と気安く原稿を引き受けた後でふと考えた。今、こんな場に出て何か偉そうに語れる程自分は大層な事をやっているだろうか? 普段の生活を考えれば仕事の後で、たまにフィットネスクラブに行って汗を流したり、サッカーの試合観戦にビッグスワンに行ったりする程度である。(アルビサポの皆さんなら共感してくれると思うが、試合中はストレスが溜まって、逆にメンタルをやられる事もしょっちゅうである)

そんなごくフツの毎日を送っている僕だが、思い返すと何故かここ十年以上、大した病気にも罹らず、殆ど休み無く日々の仕事をこなしている。仕事柄、拘束時間は長く、年中無休、朝7時から夜9時まで、中小零細企業経営者のご多分に漏れず、なかなかの社畜(経営者には言わないか?)っぷりである。

ここだけの話だが、僕は血圧が正常値に比べて極めて低い。僕の家族は2人共女性なのだが、こちらは逆にやや高めである。カミさんからは、「いつもあんたにイライラさせられているからね」と言われているが、確かにその通りなのだと思う。僕はそういう奴なのだ。そして僕が健康でいられる理由もその辺にあるかもしれない。座右の銘は「何があつ

ても大丈夫」、大丈夫でない事などこの世に存在しないと思っている。世界は淡々と現実が流れて行くだけで、今自分が目にしている光景はたとえどんなに不都合であろうと、そのほんの一部でしかない。それがこの先どこに流れ着くのかなど、誰にも分かりはしないのだ。

怒るのも、誰かを責めるのも、不確定の未来に怯えるのも、思考を停止しているだけに過ぎない、とある時僕は思うようになった。この世の中、怒りや感情で解決できる問題など殆ど何も無い。どんなに現実を受け入れられなくても、やがては冷静になって、目の前のものを処理して行かなければならない、それが現実だ。その間においても時は流れ、誰も一緒に立ち止まってくれることはない。危急の時こそ立ち止まっていたはいけないのだ。

かくして僕は怒るのを止めた。人を責めるのも、あれこれ心配するのも止めた。それから十年以上の歳月が過ぎようとしている。最近人からよく言われることがある。「あなたストレスあまり無いでしょ」、すると僕はこう返す。「いやいや、最近の試合中はストレス溜まりまくりですよ」。コロナの影響で会社の業績は散々だが、「大丈夫、なるようになるさ」。こんな生き方も悪くないと僕は思っている。



けんたくん
(法人会キャラクター)

編集後記

お盆中の過ごしやすかった気候でしたが、また暑さが前戻って参りました。

新型コロナが毎日のように増え続け、日常の生活にいつ戻れるのか不安になる日々を過ごしている方が多いのではないのでしょうか。それに加え天変地異なのか西日本を中心に雨による災害が各地に起こっています。皆様方には更なる感染防止そして防災意識を今まで以上に強く持っていただきたいと思う今日この頃です。

法人会活動も昨年同様、縮小気味ですがそんな中でも皆様のご協力・ご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(総務・広報委員長 長岡信治)

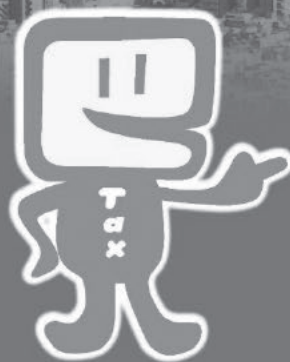
事業者の方へ

税 国税庁

消費税の 令和3年10月1日 インボイス制度 登録申請受付開始!!

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SP版)]をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領
が可能



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120 - 205 - 553 (無料)
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

消費税及び地方消費税の納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です^(注1)。

基準期間^(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

(注1) 飲食品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和元年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和3年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合、課税事業者になります。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%) となります。

| 区分 | 卸売業 (第1種事業) | | 小売業、 農林漁業(飲食品 の譲渡に係る事業) (第2種事業) | | 農林漁業 (飲食品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業) | | 飲食店業など (第4種事業) | | 金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業) | | 不動産業 (第6種事業) | | |
|-------------|----------------|-------------------|--|------------|---|------------|-------------------|------------|---|------------|-----------------|------------|------------|
| | みなし仕入率 | 売上に対する 納税額の目安率 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | |
| 年間課税 売上高 | 各月 売上高 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 |
| 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| 1,000 | 84 | 10 | 0.9 | 20 | 1.7 | 30 | 2.5 | 40 | 3.4 | 50 | 4.2 | 60 | 5.0 |
| 2,000 | 167 | 20 | 1.7 | 40 | 3.4 | 60 | 5.0 | 80 | 6.7 | 100 | 8.4 | 120 | 10.0 |
| 3,000 | 250 | 30 | 2.5 | 60 | 5.0 | 90 | 7.5 | 120 | 10.0 | 150 | 12.5 | 180 | 15.0 |

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和2年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。
 特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



■ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

※ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

納税が困難な方には猶予制度があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】8：30～17：00（土日祝除く）

お知らせ 今後の年末調整説明会について

これまで税務署主催で実施しておりました年末調整説明会につきましては、令和3年以降は実施しないこととなりましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の発現に伴い、社会全体がこれまでとは異なる「新たな日常」に向けて変化している中、行政についてもデジタル化を進め、さらなる納税者利便の向上に取り組むこととしています。

こういった状況を踏まえ、今後、年末調整に係る情報提供体制についても見直しを図り、これまでの大規模集合方式による情報提供体制から、デジタル技術を駆使した情報提供体制（動画配信を中心とした「いつでも」「どこからでも」必要な情報を得られるような体制）とすることとしました。

具体的には、国税庁ホームページなどのデジタル技術を最大限活用した情報提供を実施していくことを検討しています。



国税に関するご相談・ご質問は 電話でお問い合わせください！

税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただきます。

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でのご案内しております。

相談内容に応じて、番号を選択してください。



【電話相談センター】
 ★国税局の職員がお答えします★
 音声案内に従い相談内容の
 番号を選択してください。

- 「1」…所得税
- 「2」…源泉所得税・年末調整・支払調書
- 「3」…相続税・贈与税・譲渡所得
- 「4」…法人税
- 「5」…消費税・印紙税
- 「6」…その他のご相談

**【消費税軽減税率・
インボイス制度
電話相談センター】**

【フリーダイヤルも
設けております】
 0120-205-553
 (9:00~17:00)

三条税務署 (TEL 0256-32-6211)

- ※ 事前予約は、自動音声案内で「2」の番号を選択
税務署へお越しいただき申告・相談を希望する場合は、事前予約が必要です。
- ※ 「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、電話機の「トーン切替
えボタン」(「*」・「#」など)を押してから番号を選択してください。

- ◎ 国税に関する質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。
- ◎ スマートフォンからもご利用いただけます。

タックスアンサー 検索 

左記のサイトはこちら
からもご覧になれます。



新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームが あなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
**おひとり様^(※1) 月1回^(※2)のご相談まで
無料で利用いただけます。**

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じ相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



Afiac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



ご利用はこちらから



法人会のビジネスガード Business Guard Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス*

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

*本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

新潟支店

〒951-8068
新潟市中央区上大川前通6番町1214-2
大同生命新潟ビル
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

かけがえのない 物語を支えたい。

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

社員全員が家族や友人の如くに、支えあい、
かまあつて、一生懸命働いている。
実は、日本の会社の99%はそのような中小企業です。
そうした会社にも生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り...
つまり、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のバイオニアとして、
そして、半世紀にわたり、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に、
これからも寄り添い、支えたいと思います。
現在、ご契約いただいている企業数は約37万社。
この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さでもあります。
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、
みんなが進んでいくというお客さまのためにできることを、
私たちは全力で取り組んでいます。



37万社の中小企業を支える責任。 **DAIDO** 大同生命

新潟支社三条営業所 / 三条市林町2-1-24 TEL 0256-33-3045